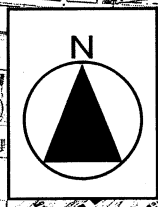
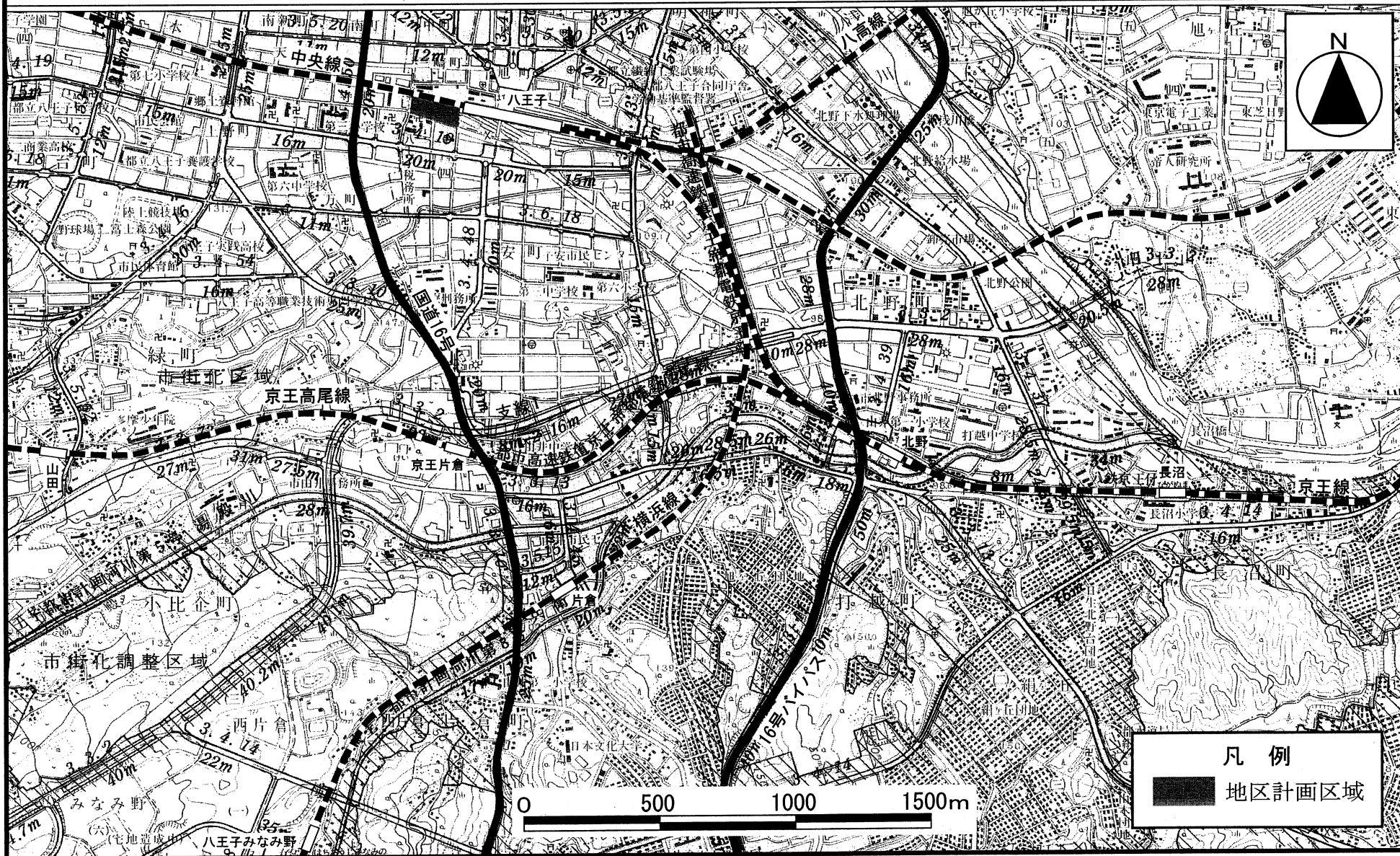



八王子都市計画地区計画 八王子駅南口周辺地区地区計画 位置図 (八王子市決定)



凡例  
 地区計画区域

0 500 1000 1500m

八王子都市計画地区計画 八王子駅南口周辺地区地区計画 計画図 [八王子市決定]



凡例  
 ■ 地区計画区域  
 (地区整備計画区域)

八王子都市計画地区計画の変更（八王子市決定）

都市計画八王子駅南口周辺地区地区計画を次のように変更する。

名 称	八王子駅南口周辺地区地区計画	
位 置 ※	八王子市子安町四丁目及び旭町各地内	
面 積 ※	約 1. 5 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、J R 八王子駅南口に近接し、八王子市都市計画マスタープランにおいて、「交通結節点に位置する地理的優位性を活かした都市中心拠点の再生と特色ある居住空間の形成をめざす」とされている中央地域内にある。</p> <p>また、地区の東側では市街地再開発事業が、地区の西側では道路拡幅が予定されており、八王子駅南口から本地区及び J R 中央線を跨ぐ橋梁を経由し、八王子駅北口に至る回遊性と賑わいのある歩行空間のネットワーク化のための駅周辺整備が検討されている。</p> <p>これらの計画に併せ、主要鉄道駅に近接する特色ある街区として整備を誘導することを目標として地区計画を定める。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	交通結節点に近接した地理的条件を活かし、建築物の共同化と土地の高度利用を促進するとともに、商業・業務施設の立地・誘導に勤め、賑わいと活力のある街区の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	賑わいと活力のある街区の形成を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物の形態又は意匠の制限を定める。

地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下、「風営法」という。）第2条第6項の規定に該当する営業に係るもの
	建築物の敷地面積の最低限度	300㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は、0.5m以上としなければならない。
	建築物の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁及び屋根の色彩は、地区の環境と調和したものとする。 2 水槽等の屋上設置物、工作物は、地上及び他の建築物高層階からの景観に配慮する。

※は知事協議事項

「区域は、計画図表示のとおり」

〔理由〕 風営法等の改正に合わせ、地区計画を変更する。